

城南〈個人向け〉インターネットバンキングサービス利用規定

新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条 城南〈個人向け〉インターネットバンキングサービス取引</p> <p>1. 城南〈個人向け〉インターネットバンキングサービスとは 城南〈個人向け〉インターネットバンキングサービス（以下「本サービス」といいます）とは、契約者ご本人（以下「お客様」といいます）からのパーソナルコンピュータ・本サービス対応携帯電話機等（以下「端末」といいます）を用いた依頼に基づき、資金移動、定期預金預入、定期預金解約、定期預金解約予約、定期積金契約、定期積金解約、口座情報の照会等の当金庫所定の取引を行うサービスをいいます。 ただし、当金庫は、その裁量により、本サービスの対象となる取引および内容を取り扱わない場合があります。また、お客様に事前に通知することなく追加または変更する場合があります。</p> <p>3. <u>契約の成立</u> 本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます）は、当金庫所定の方法によるお客様の申込みに基づき、当金庫が申込みを適当と判断し、承諾した場合に成立するものとします。</p> <p>5. 本サービスの取扱時間 本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。 ただし、当金庫は、取扱時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。 また、取扱時間は、本サービスの対象となる取引により異なる場合があります。</p> <p>6. 手数料等 (1) 本サービスの利用にあたっては、必要に応じ当金庫所定の手数料（以下「利用手数料」といいます）および消費税等をいただきます。 この場合、当金庫は、利用手数料および消費税等を普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書または当座小切手の提出を受けることなしに、お客様が利用申込書または当金庫所定の方法により届け出ていただく「代表口座」（以下「代表口座」といいます）から、当金庫所定の日に自動的に引き落とします。 なお、当金庫は、利用手数料をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。 また、代表口座として指定可能な預金口座は、当金庫所定の種類のものに限るものとします。</p> <p>第2条 本人確認</p> <p>1. 本人確認の手段 お客様が本サービスを利用するに際して、当金庫は、端末から通知されるお客様の次の各号に定める番号等（以下「番号等」といいます）と当金庫に登録されている番号等との一致を確認することにより、お客様の本人確認を行うものとします。本サービスの本人確認に使用する番号等の組み合わせは、本サービスの対象となる取引の内容に応じて当金庫所定のものとします。 (1) <u>契約者ID（利用者番号）</u> (2) <u>利用登録用パスワード</u> (3) <u>ログインパスワード</u> (4) <u>確認用パスワード</u></p> <p>2. 利用登録用パスワードの届出 利用登録用パスワードは、お客様が指定するものとし、お客様から当金庫所定の書面あるいは当金庫所定の方法により当金庫に届け出るものとします。</p> <p>5. 本人確認手続き (1) お客様の取引時の本人確認方法および依頼内容の確認方法については、次に定めるとおりとします。 ①番号等を端末の画面上でお客様自身が入力します。 ②当金庫は、お客様が入力された各内容と当金庫に登録されている番号等の一致により、次の事項を確認できたものとして取り扱います。 a. お客様の有効な意思による申込みであること。 b. 当金庫が受信した依頼内容が真正なものであること。</p> <p>(2) 当金庫が前号の方法に従って本人確認をして取引を実施した場合は、番号等につき不正使用・誤使用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取り扱い、また、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。</p>	<p>第1条 城南〈個人向け〉インターネットバンキングサービス取引</p> <p>1. 城南〈個人向け〉インターネットバンキングサービスとは 城南〈個人向け〉インターネットバンキングサービス（以下「本サービス」といいます）とは、契約者ご本人（以下「お客様」といいます）からのパーソナルコンピュータ・本サービス対応携帯電話機等（以下「端末」といいます）を用いた依頼に基づき、資金移動、定期預金預入、定期預金解約、定期預金解約予約、定期積金契約、定期積金解約、口座情報の照会等の取引を行うサービスをいいます。 ただし、当金庫は、その裁量により、本サービスの対象となる取引および内容を取り扱わない場合があります。また、お客様に事前に通知することなく追加または変更する場合があります。</p> <p>3. <u>契約の成立</u> <u>（新設）</u></p> <p>4. 本サービスの取扱時間 本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。 ただし、当金庫は、取扱時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。 また、取扱時間は、取引により異なる場合があります。</p> <p>5. 手数料等 (1) 本サービスの利用にあたっては、必要に応じ当金庫所定の手数料（以下「利用手数料」といいます）および消費税等をいただきます。 この場合、当金庫は、利用手数料および消費税等を普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書または当座小切手の提出を受けることなしに、お客様が利用申込書または当金庫所定の方法により届け出ていただく「代表口座」（以下「代表口座」といいます）から、当金庫所定の日に自動的に引き落とします。 なお、当金庫は、利用手数料をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。 また、代表口座として指定可能な預金口座は、当金庫所定の種類に限るものとします。</p> <p>第2条 本人確認</p> <p>1. 本人確認の手段 当金庫は、契約者ID(利用者番号)および次項以下に定める各種パスワードにより、お客様本人の認証を行うものとします。</p> <p>2. 利用登録用パスワードの届出 利用登録用パスワードは、お客様が指定するものとし、お客様から当金庫所定の書面により当金庫に届出るものとします。</p> <p>5. 本人確認手続き (1) お客様の取引時の本人確認方法および依頼内容の確認方法については、次に定めるとおりとします。 ①ログインパスワード、契約者ID(利用者番号)、確認用パスワード、ワンタイムパスワード等を端末の画面上でお客様自身が入力します。 ②当金庫は、お客様が入力された各内容と当金庫に登録されているログインパスワード、契約者ID(利用者番号)、確認用パスワード、ワンタイムパスワード等の一致により、次の事項を確認できたものとして取り扱います。 a. お客様の有効な意思による申込みであること。 b. 当金庫が受信した依頼内容が真正なものであること。</p> <p>(2) 当金庫が前号の方法に従って本人確認をして取引を実施した場合は、ログインパスワード、契約者ID(利用者番号)、確認用パスワード、ワンタイムパスワード等につき不正使用・誤使用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取り扱い、また、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いま</p>

改正	現行
<p>6. お客様カードの取り扱い</p> <p>(2) お客様がお客様カードを紛失・盗難などで失った場合には、お取引の安全性を確保するため、すみやかにお客様ご本人から当金庫所定の書面あるいは当金庫所定の方法により当金庫に届け出てください。この届出に対し、当金庫は所定の手続きを行い、本サービスの利用停止の措置を講じます。当金庫はこの届出に基づく所定の手続の完了前に生じた損害について責任を負いません。なお、お客様カードの再発行はできませんので、当金庫所定の手続きを行い、新しいお客様カードを発行します。(契約者ID(利用者番号)、確認用パスワードが変更となります)</p> <p>7. 番号等の管理</p> <p>(1) 番号等は、お客様自身の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。また、ログインパスワードについては、生年月日、電話番号、連続番号など他人に知られやすい番号を登録することを避けるとともに、定期的に変更手続きを行ってください。</p> <p>(2) 番号等につき偽造、変造、盗用もしくは不正使用等の事実またはそのおそれがある場合は、当金庫に直ちに連絡してください。</p> <p>(3) 本サービスの利用について、誤った番号等の入力が当金庫所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当金庫は本サービスの利用を停止しますので、次の方法により再開手続きをとってください。</p> <p>①ログインパスワード相違に伴う再開手続きは、第2条4項と同じ操作により、ログインパスワードを変更してください。</p> <p>②確認用パスワード、ワンタイムパスワード相違による再開手続きは、当金庫に連絡のうえ、所定の手続きを行ってください。</p> <p>第3条 取引の依頼</p> <p>1. サービス利用口座の届出</p> <p>(1) お客様は、本サービスで利用する口座を、サービス利用口座として、当金庫所定の方法により当金庫に届け出てください。</p> <p>当金庫は、お届出の内容に従い、本サービスのサービス利用口座として登録します。ただし、サービス利用口座として指定可能な預金の種類および本サービスの対象となる各取引において指定可能なサービス利用口座は、当金庫所定のものに限るものとします。</p> <p>(2) サービス利用口座の変更および削除については、当金庫所定の書面あるいは当金庫所定の方法により届け出てください。</p> <p><u>(3) 前各号に基づく届出または変更に係るサービス利用口座について、当金庫所定の方法によりお客様本人の口座に相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらにつき偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。</u></p> <p>2. 取引の依頼方法</p> <p>本サービスによる取引の依頼は、第2条に基づく本人確認が終了した後、お客様が取引に必要な所定事項を当金庫の指定する方法により正確に当金庫に伝達することにより行うものとします。当金庫は、前項のサービス利用口座の届出に従い取引を実施します。</p> <p>第4条 ご利用限度額</p> <p>1回あたり、および1日あたりのご利用の上限金額は、申込時または変更時にお客様が設定した金額とします。</p> <p>ただし、その上限金額は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、この上限金額をその裁量によりお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。</p> <p>上限金額を超えた取引依頼については、当金庫は受付義務を負いません。</p> <p><u>なお、1日あたりのご利用上限金額の基準時は、毎日日本時間午前0時とし、以下同様とします。</u></p> <p>第5条 資金移動取引</p> <p>1. 取引の内容</p> <p>(1) 本サービスによる資金移動取引の内容は、お客様からの端末による依頼に基づき、お客様の指定した日（以下「指定日」といいます）に、お客様の指定する本サービス利用口座（以下「支払指定口座」といいます）よりお客様の指定する金額を引き落としのうえ、お客様の指定する当金庫本支店あるいは当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます）に振込依頼を発信し、または振替の処理を行う取引をいいます。</p> <p>なお、振込の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料および消費税等をいただきます。</p> <p><u>日本国外の金融機関に開設された預金口座への振込はできません。</u></p>	<p>せん。</p> <p>6. お客様カードの取扱い</p> <p>(2) お客様がお客様カードを紛失・盗難などで失った場合には、お取引の安全性を確保するため、すみやかにお客様ご本人から当金庫所定の書面により当金庫に届け出てください。この届出に対し、当金庫は所定の手続きを行い、本サービスの利用停止の措置を講じます。当金庫はこの届出に基づく所定の手続の完了前に生じた損害について責任を負いません。なお、お客様カードの再発行はできませんので、当金庫所定の手続きを行い、新しいお客様カードを発行します。(契約者ID(利用者番号)、確認用パスワードが変更となります)</p> <p>7. パスワード等の管理</p> <p>(1) 各種パスワードは、お客様自身の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。また、ログインパスワードについては、生年月日、電話番号、連続番号など他人に知られやすい番号を登録することを避けるとともに、定期的に変更手続きを行ってください。</p> <p>(2) 各種パスワードにつき偽造、変造、盗用もしくは不正使用等の事実またはそのおそれがある場合は、当金庫に直ちに連絡してください。</p> <p>(3) 本サービスの利用について、誤ったパスワードの入力が当金庫所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当金庫は本サービスの利用を停止しますので、次の方法により再開手続きをとってください。</p> <p>①ログインパスワード相違に伴う再開手続きは、第2条4項と同じ操作により、ログインパスワードを変更してください。</p> <p>②確認用パスワード、ワンタイムパスワード相違による再開手続きは、当金庫に連絡のうえ、所定の手続きを行ってください。</p> <p>第3条 取引の依頼</p> <p>1. サービス利用口座の届出</p> <p>(1) お客様は、本サービスで利用する口座を、サービス利用口座として、当金庫所定の方法により当金庫に届け出てください。</p> <p>当金庫は、お届出の内容に従い、本サービスのサービス利用口座として登録します。ただし、サービス利用口座として指定可能な預金の種類および本サービスの対象となる各取引において指定可能なサービス利用口座は、当金庫所定のものに限るものとします。</p> <p>(2) サービス利用口座の変更及び削除については、当金庫所定の書面により届け出てください。</p> <p><u>(3) 新設</u></p> <p>2. 取引の依頼方法</p> <p>本サービスによる取引の依頼は、第2条に基づく本人確認が終了後、お客様が取引に必要な所定事項を当金庫の指定する方法により正確に当金庫に伝達することにより行うものとします。当金庫は、前項のサービス利用口座の届出に従い取引を実施します。</p> <p>第4条 ご利用限度額</p> <p>1回あたり、および1日あたりのご利用の上限金額は、申込時または変更時にお客様が設定した金額とします。</p> <p>ただし、その上限金額は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、この上限金額をその裁量によりお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。</p> <p>上限金額を超えた取引依頼については、当金庫は受付義務を負いません。</p> <p>第5条 資金移動</p> <p>1. 取引の内容</p> <p>(1) 本サービスによる取引の内容は、お客様からの端末による依頼に基づき、お客様の指定した日（以下「指定日」といいます）に、お客様の指定する本サービス利用口座（以下「支払指定口座」といいます）よりお客様の指定する金額を引落としのうえ、お客様の指定する当金庫本支店あるいは当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます）に振込依頼を発信し、または振替の処理を行う取引をいいます。</p> <p>なお、振込の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料および消費税等をいただきます。</p>

改正	現行
<p>2. 指定日 振込・振替依頼の発信は、原則としてお客様が指定された指定日に実施し、指定がない場合には、依頼の発信日（以下「依頼日」といいます）を指定日とします。 <u>なお、依頼日が指定日となる場合で、当金庫は取引の依頼内容の確定時点で即時に振込・振替を行います</u> <u>が、入金指定口座が存在する金融機関によっては、当該金融機関所定の時限を過ぎている、または依頼日が金融機関窓口休業日にあたるなどの理由により、即時の振込・振替ができない場合があります。</u></p> <p>3. 依頼内容の変更・組戻し (6) 本項に定める依頼内容の訂正・組戻しを行った場合、第1条第6項第2号の振込手数料は返還しません。</p> <p>第11条 しんきんインターネットバンキング API サービス 1. 取引の内容 (1) <u>しんきんインターネットバンキング API サービス（以下「API サービス」）とは、当金庫と本サービスを契約しているお客様が、当金庫における本サービスの一部機能を、電子決済等代行業者（信用金庫法第85条の5第1項に規定される「信用金庫電子決済等代行業者」であって、当金庫が本サービスの提供のために必要となる API 連携を許諾している事業者をいいます。）が提供するサービス（以下「連携サービス」といいます。）と連携させることにより、連携サービスを通じて、しんきんインターネットバンキング API サービス利用規定（以下「API 利用規定」）に定める対象機能の提供を受けることが可能になるサービスです。</u> (2) <u>API サービスの利用にあたっては、API 利用規定および城南〈個人向け〉インターネットバンキング利用規定を適用するものとします。</u> なお、API 利用規定と城南〈個人向け〉インターネットバンキング利用規定が抵触する場合には、API 利用規定が優先させるものとします。</p> <p>第16条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等 1. 補償の要件 お客様の番号等の盗取等により行われた不正な資金移動等については、次の各号のすべてに該当する場合、個人のお客様は当金庫に対して当該資金移動等に係る損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額の補償を請求することができます。</p> <p>3. 適用の制限 前二項の定めは、第1項に係る当金庫への通知が、お客様の番号等の盗取等（当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。</p> <p>5. <u>既に払戻し等を受けている場合の取扱い</u> <u>当金庫が不正な資金移動等の原資となった預金についてお客様に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補償の請求には応じることができません。また、お客様が当該資金移動等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。</u></p> <p>6. <u>当金庫が補償を行った場合の取り扱い</u> <u>当金庫が第2項の規定に基づき補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、お客様の預金払戻請求権は消滅し、また、当金庫は、当該補償を行った金額の限度において、不正な資金移動等を行った者その他の第三者に対してお客様が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</u></p> <p>第17条 利用停止等 不正に利用されるおそれがあると当金庫が判断した場合等、当金庫がご契約先に対する本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用停止等の措置を講じることができます。これにより生じた損害については当金庫は責任を負いません。</p> <p>第18条 解約等 1. 都合解約 本契約は、当事者の一方の都合で、いつでも解約することができます。 なお、お客様からの解約の通知は、当金庫所定の方法によるものとします。</p>	<p>2. 指定日 振込・振替依頼の発信は、原則としてお客様が指定された指定日に実施し、指定がない場合には、依頼の発信日（以下「依頼日」といいます）を指定日とします。 ただし、依頼日が指定日となる場合で、取引の依頼内容の確定時点で当金庫所定の時限を過ぎているとき、または依頼日が金融機関窓口休業日にあたるときは、当金庫所定の方法により取扱います。</p> <p>3. 依頼内容の変更・組戻し (6) 本項に定める依頼内容の変更・組戻しを行った場合、第1条第5項第2号の振込手数料は返還しません。</p> <p>第11条 しんきんインターネットバンキング API サービス (新設)</p> <p>第15条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等 1. 補償の要件 ログインパスワード、契約者 ID（利用者番号）、確認用パスワード、ワンタイムパスワード等の盗取等により行われた不正な資金移動等については、次の各号のすべてに該当する場合、個人のお客様は当金庫に対して当該資金移動等にかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額の補償を請求することができます。</p> <p>3. 適用の制限 前二項の定めは、第1項に係る当金庫への通知が、ログインパスワード、契約者 ID（利用者番号）、確認用パスワード、ワンタイムパスワード等の盗取等（当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。</p> <p>5. 権利の移転 (1) 当金庫が前二項に定める補償を行う場合、不正な振込等の支払原資となった預金（以下「対象預金」といいます。）について、お客様に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、補償は行わないものとします。また、お客様が、不正な振込等を行ったものから損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。 (2) 当金庫が前二項により補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、対象預金に関する権利は消滅します。 (3) 当金庫の前二項の規定により補償を行ったときは、当金庫は、当該補償を行った金額の限度において、盗取等による不正な振込により振込を受けた者その他の第三者に対してお客様が有する損害賠償権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</p> <p>第16条 利用停止等 不正に利用されるおそれがあると当金庫が判断した場合等、当金庫がご契約先に対する本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、ご契約先に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用停止等の措置を講じることができます。これにより生じた損害については当金庫は責任を負いません。</p> <p>第17条 解約等 1. 都合解約 本サービスの契約（以下「本契約」といいます）は、当事者の一方の都合で、書面による通知によりいつでも解約することができます。 なお、お客様からの解約の通知は、当金庫所定の方法によるものとします。</p>

改正	現 行
<p>3. サービスの解約 お客様に次の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく本サービスの解約もしくは全部または一部の利用を停止することができるものとします。</p> <p>(1) 2年以上にわたり本サービスの利用がないとき。 (2) お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じたとき。 (3) 当金庫に支払うべき利用手数料その他の諸手数料を支払わなかったとき。 (4) 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫においてお客様の所在が不明となったとき。 (5) <u>手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</u> (6) 支払の停止または破産、民事再生手続開始の申し立てがあったとき。 (7) 相続の開始があったとき。 (8) <u>番号等の不正使用があったとき、または本サービスを不正利用したとき。</u> (9) <u>本サービスがマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に使用されているおそれがあると当金庫が判断したとき。</u> (10) <u>本サービスを継続する上で支障があると当金庫が判断したとき。</u></p> <p>4. 解約後の処理 本契約が解約により終了した場合、そのときまでに処理が完了していない取引の依頼については、当金庫は処理する義務を負いません。本契約の解約日以降、お客様の番号等は、すべて無効となります。</p> <p>第20条 規定等の適用 本契約に定めない事項については、各サービス利用口座に係る各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座に係る各種カード規定、振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取り扱います。</p> <p>第21条 規定の変更等 <u>当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。</u> <u>変更内容は、当金庫のホームページでの表示、店頭での表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は、公表の際に定める相適用開始日以降は、変更後の内容に従い取り扱うこととします。</u> なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。</p> <p>第22条 契約期間 本契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、特に、お客様または当金庫から書面<u>あるいは当金庫所定の方法</u>による申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>3. サービスの解約 お客様に次の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく本サービスの解約もしくは全部または一部の利用を停止することができるものとします。</p> <p>(1) 2年以上にわたり本サービスの利用がない場合。 (2) お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合。 (3) 当金庫に支払うべき利用手数料その他の諸手数料を支払わなかったとき。 (4) 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫においてお客様の所在が不明となったとき。 (5) 支払の停止または破産、民事再生手続開始の申し立てがあったとき。 (6) 相続の開始があったとき。 (7) 各種パスワードの不正使用があったとき、または本サービスを不正利用したとき。</p> <p>4. 解約後の処理 本契約が解約により終了した場合、そのときまでに処理が完了していない取引の依頼については、当金庫は処理する義務を負いません。本契約の解約日以降、お客様のお客様カード、契約者ID(利用者番号)、各種パスワード等は、すべて無効となります。</p> <p>第19条 規定等の準用 本契約に定めない事項については、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる各種カード規定、振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取り扱います。</p> <p>第20条 規定の変更等 当金庫は、本規定の内容を、お客様に事前に通知することなく店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとします。 変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。 なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。</p> <p>第21条 契約期間 本契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、特に、お客様または当金庫から書面による申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

城南〈事業者向け〉インターネットバンキング利用規定

新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条 城南〈事業者向け〉インターネットバンキングサービスの申込</p> <p>4. 契約の成立 本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます）は、当金庫所定の方法によるお客様の申込みに基づき、当金庫が申込みを適当と判断し、承諾した場合に成立するものとします。</p> <p>6. 本サービスの取扱時間 本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。 ただし、当金庫は、取扱時間をご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。 また、取扱時間は、本サービスの対象となる取引により異なる場合があります。</p> <p>第3条 取引の依頼</p> <p>1. サービス利用口座の届出</p> <p>(1) ご契約先は、本サービスで利用する口座（以下「サービス利用口座」といいます）を、申込書により当金庫に届け出てください。</p> <p>(2) 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスのサービス利用口座として登録します。 ただし、サービス利用口座として指定可能な預金の種類および本サービスの対象となる各取引において指定可能なサービス利用口座は、当金庫所定のものに限るものとします。</p> <p>(3) 届出可能なサービス利用口座の口座数は、当金庫所定の数以内とします。</p> <p>(4) 届出可能なサービス利用口座は、代表口座の取扱店と同支店内のご契約先名義の口座のみとします。</p> <p>(5) サービス利用口座の追加・変更および削除については、当金庫所定の書面により届け出てください。</p> <p><u>(6) 前各号に基づく届出または変更に係るサービス利用口座について、当金庫所定の方法により本人の口座に相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらにつき偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。</u></p> <p>第4条 資金移動取引</p> <p>1. 取引の内容</p> <p>(1) 本サービスによる資金移動取引の内容は、ご契約先からの端末による依頼に基づき、ご契約先の指定した日（以下「指定日」といいます）に、ご契約先の指定するサービス利用口座（以下「支払指定口座」といいます）からご契約先の指定する金額を引き落としのうえ、ご契約先の指定する当金庫本支店または当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます）に振込依頼を発信し、または振替の処理を行う取引をいいます。 なお、振込の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料および消費税等をいただきます。 <u>日本国外の金融機関に開設された預金口座への振込はできません。</u></p> <p>2. 指定日 振込・振替依頼の発信は、原則としてご契約先が指定された指定日に実施し、指定がない場合には、依頼の発信日（以下「依頼日」といいます）を指定日とします。 <u>なお、依頼日が指定日となる場合、当金庫は取引の依頼内容の確定時点で即時に振込・振替を行います。入金指定口座が存在する金融機関によっては、当該金融機関所定の時限を過ぎている、または依頼日が金融機関窓口休業日にあたるなどの理由により、即時の振込・振替ができない場合があります。</u></p> <p>3. 依頼内容の変更・組戻し</p> <p>(4) 訂正依頼書または組戻依頼書等に使用された印影（または署名）と届出印（または署名鑑）とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(6) 本項に定める依頼内容の<u>訂正</u>・組戻し手続きを行った場合、第1項第1号の振込手数料および消費税等は返還しません。</p>	<p>第1条 城南〈事業者向け〉インターネットバンキングサービスの申込</p> <p>4. 契約の成立 （新設）</p> <p>5. 本サービスの取扱時間 本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。 ただし、当金庫は、取扱時間をご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。 また、取扱時間は、取引により異なる場合があります。</p> <p>第3条 取引の依頼</p> <p>1. サービス利用口座の届出</p> <p>(1) ご契約先は、本サービスで利用する口座（以下「サービス利用口座」といいます）を、申込書により当金庫に届け出てください。</p> <p>(2) 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスのサービス利用口座として登録します。 ただし、サービス利用口座として指定可能な預金の種類および本サービスの対象となる各取引において指定可能なサービス利用口座は、当金庫所定のものに限るものとします。</p> <p>(3) 届出可能なサービス利用口座の口座数は、当金庫所定の数以内とします。</p> <p>(4) 届出可能なサービス利用口座は、代表口座の取扱店と同支店内のご契約先名義の口座のみとします。</p> <p>(5) サービス利用口座の追加・変更および削除については、当金庫所定の書面により届け出てください。</p> <p><u>(6) 新設</u></p> <p>第4条 資金移動</p> <p>1. 取引の内容</p> <p>(1) 本サービスによる資金移動取引の内容は、ご契約先からの端末による依頼に基づき、ご契約先の指定した日（以下「指定日」といいます）に、ご契約先の指定するサービス利用口座（以下「支払指定口座」といいます）からご契約先の指定する金額を引落としのうえ、ご契約先の指定する当金庫本支店または当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます）に振込依頼を発信し、または振替の処理を行う取引をいいます。 なお、振込の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料および消費税等をいただきます。</p> <p>2. 指定日 振込・振替依頼の発信は、原則としてご契約先が指定された指定日に実施し、指定がない場合には、依頼の発信日（以下「依頼日」といいます）を指定日とします。 ただし、依頼日が指定日となる場合で、取引の依頼内容の確定時点で当金庫所定の時限を過ぎているとき、または依頼日が金融機関窓口休業日にあたるときは、当金庫所定の方法により取扱います。</p> <p>3. 依頼内容の変更・組戻し</p> <p>(4) 訂正依頼書または組戻依頼書等に使用された印影（または署名）と届出印（または署名鑑）とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いました場合、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(6) 本項に定める依頼内容の変更・組戻し手続きを行った場合、第1項第1号の振込手数料および消費税等は返還しません。</p>

改 正	現 行
<p>第8条 しんきんインターネットバンキング API サービス</p> <p>1. 取引の内容</p> <p>(1) しんきんインターネットバンキング API サービス（以下「API サービス」）とは、当金庫と本サービスを契約されているお客様が、当金庫における本サービスの一部機能を、電子決済等代行業者（信用金庫法第85条の5第1項に規定される「信用金庫電子決済等代行業者」）であって、当金庫が本サービスの提供のために必要となる API 連携を許諾している事業者をいいます。）が提供するサービス（以下「連携サービス」といいます。）と連携させることにより、連携サービスを通じて、しんきんインターネットバンキング API サービス利用規定（以下「API 利用規定」）に定める対象機能の提供を受けることが可能になるサービスです。</p> <p>(2) API サービスの利用にあたっては、API 利用規定および城南〈事業者向け〉インターネットバンキング利用規定を適用するものとします。 なお、API 利用規定と城南〈事業者向け〉インターネットバンキング利用規定が抵触する場合には、API 利用規定が優先させるものとします。</p> <p>第13条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等</p> <p>5. 既に払戻し等を受けている場合の取扱い 当金庫が不正な資金移動等の原資となった預金についてお客様に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補償の請求には応じることができません。また、お客様が当該資金移動等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。</p> <p>6. 当金庫が補償を行った場合の取り扱い 当金庫が第2項の規定に基づき補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、お客様の預金払戻請求権は消滅し、また、当金庫は、当該補償を行った金額の限度において、不正な資金移動等を行った者その他の第三者に対してお客様が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</p> <p>第15条 解約等</p> <p>1. 都合解約 本契約は、当事者の一方の都合で、いつでも解約することができます。 なお、ご契約先からの解約の通知は、当金庫に所定の書面を提出し、当金庫所定の方法によるものとします。</p> <p>5. サービスの強制解約 ご契約先が、次のいずれかに該当したときは、当金庫はいつでも、ご契約先に事前に通知することなく本契約を解約することができるものとします。</p> <p>①当金庫に支払うべき利用手数料およびその他の諸手数料の支払が遅延した場合。 ②当金庫との取引約定に違反した場合その他当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合。 ③お客様カードが不着等で返戻された場合。 ④住所変更等の届出を怠るなどにより、当金庫においてご契約先の所在が不明となった場合。 ⑤支払の停止または破産、特別清算、会社更生もしくは民事再生の手続き開始の申し立てがあったとき。 ⑥営業の全部または一部を譲渡したとき、または会社分割、合併もしくは解散の決議があったとき。 ⑦手形交換所の取引停止処分を受けたとき。 ⑧各種暗証番号および電子証明書の不正使用があったとき、または本サービスを不正利用したとき。 ⑨本サービスがマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に使用されているおそれがあると当金庫が判断したとき。 ⑩本サービスを継続する上で支障があると当金庫が判断したとき。</p> <p>第17条 規定等の適用 本契約に定めない事項については、各サービス利用口座に係る各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座に係る各種カード規定、振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書、総合振込に関する契約書、給与振込に関する契約書、預金口座振替に関する契約書等により取り扱います。</p> <p>第18条 規定の変更等 当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。 変更内容は、当金庫ホームページでの表示、店頭での表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は、公表の際に定める適用開始日以降は、変更後の内容に従い取り扱うこととします。 (以下略)</p>	<p>第8条 しんきんインターネットバンキング API サービス (新設)</p> <p>第12条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等</p> <p>5. 権利の移転</p> <p>(1) 当金庫が第2項に定める補償を行う場合、不正な振込等の支払原資となった預金（以下「対象預金」といいます。）について、お客様に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、補償は行わないものとします。また、お客様が、不正な振込等を行ったものから損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。</p> <p>(2) 当金庫が第2項により補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、対象預金に関する権利は消滅します。</p> <p>(3) 当金庫の第2項の規定により補償を行ったときは、当金庫は、当該補償を行った金額の限度において、盗取等による不正な振込により振込を受けた者その他の第三者に対してお客様が有する損害賠償権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</p> <p>第14条 解約等</p> <p>1. 都合解約 本サービスの契約（以下「本契約」といいます）は、当事者の一方の都合で、書面による通知によりいつでも解約することができます。 なお、ご契約先からの解約の通知は、当金庫に所定の書面を提出し、当金庫所定の方法によるものとします。</p> <p>5. サービスの強制解約 ご契約先が、次のいずれかに該当したときは、当金庫はいつでも、ご契約先に事前に通知することなく本契約を解約することができるものとします。</p> <p>①当金庫に支払うべき利用手数料およびその他の諸手数料の支払が遅延した場合。 ②当金庫との取引約定に違反した場合その他当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合。 ③お客様カードが不着等で返戻された場合。 ④住所変更等の届出を怠るなどにより、当金庫においてご契約先の所在が不明となった場合。 ⑤支払の停止または破産、特別清算、会社更生もしくは民事再生の手続き開始の申し立てがあったとき。 ⑥営業の全部または一部を譲渡したとき、または会社分割、合併もしくは解散の決議があったとき。 ⑦手形交換所の取引停止処分を受けたとき。 ⑧各種暗証番号および電子証明書の不正使用があったとき、または本サービスを不正利用したとき。 ⑨新設 ⑩新設</p> <p>第16条 規定等の準用 本契約に定めない事項については、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる各種カード規定、振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書、総合振込に関する契約書、給与振込に関する契約書、預金口座振替に関する契約書等により取り扱います。</p> <p>第17条 規定の変更等 当金庫は、本規定の内容を、ご契約先に事前に通知することなく店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとします。 変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。 (以下略)</p>
以 上	以 上

ワンタイムパスワード利用規定

新旧対照表

改 正	現 行
<p>第3条 利用申込及び利用開始</p> <p>1. ワンタイムパスワード生成・表示装置</p> <p>本サービスを利用するためには、ワンタイムパスワードを生成・表示する機能または装置が必要となります。当金庫では「ハードウェアトークン」と「ソフトウェアトークン」の2つの方式を採用しており、いずれかを選択するものとし、併用はできないものとします。</p> <p>(1) ハードウェアトークン</p> <p>当金庫がお客様に交付する生成装置（以下「トークン」といいます。）を利用する方式をいい、お客様は所定の方法によりトークンにワンタイムパスワードを表示させ使用します。</p> <p>(2) ソフトウェアトークン</p> <p>当金庫が推奨する生成アプリケーション（以下「アプリ」といいます。）を利用する方式をいい、お客様はアプリをスマートフォン等の当金庫所定の端末（以下「端末」といいます。）にダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。</p> <p>2. 利用申込及び利用開始</p> <p>(1) ハードウェアトークン</p> <p>本サービスを利用される場合は、まず、当金庫所定の方法により当金庫宛に申込みください。お客様からの申込後、当金庫にお届けのお客様住所にトークンを送付いたします。トークン到着後、お客様が当金庫のホームページ上のワンタイムパスワード利用開始登録画面に「契約者ID（利用者番号）」、「ログインパスワード」を入力してログインしたうえで、当金庫所定の登録画面にトークン本体背面に記載の「シリアル番号」および表示される「ワンタイムパスワード」、<u>お客様カード記載の「確認用パスワード」</u>を入力して、本サービスの利用開始を依頼します。当金庫は、前記の登録画面において入力された「シリアル番号」「ワンタイムパスワード」および「確認用パスワード」が当金庫の保有するものと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの利用開始の依頼とみなします。</p> <p>(2) ソフトウェアトークン</p> <p>お客様は、本サービスを利用する端末にアプリをあらかじめダウンロードし、当金庫のホームページ上のワンタイムパスワード利用開始登録画面に「契約者ID（利用者番号）」、「ログインパスワード」を入力してログインしたうえで、当金庫所定の登録画面にアプリに表示される「シリアル番号」および「ワンタイムパスワード」、<u>お客様カード記載の「確認用パスワード」</u>を入力して、本サービスの利用開始を依頼します。入力された「シリアル番号」、「ワンタイムパスワード」および「確認用パスワード」が当金庫の保有するものと各々一致した場合は、当金庫はお客様からの利用開始の依頼とみなします。</p> <p>3. 契約の成立</p> <p>本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます）は、前項の定めによる当金庫所定のお客様の手続きに基づき、当金庫が当該手続きを適当と判断して承諾した場合に成立し、お客様において本サービスの利用が可能となります。</p> <p>第5条 トークンの利用期限</p> <p>1. ハードウェアトークン</p> <p>(1) <u>トークンのワンタイムパスワードの利用期限は、トークンの電池切れ等により「ワンタイムパスワード」が表示されなくなるまでとします。なお、電池残量が一定量以下となると、トークンのボタン押下時に電池残量低下の表示をしますので、トークン再発行の申込みを行うか、お客様のご利用環境に応じ、ソフトウェアトークンへの切替を行ってください。ソフトウェアトークンへの切替は、ソフトウェアトークンで第3条の利用開始登録を行うことによるものとします。</u></p> <p>利用できなくなったトークンはお客様の責任において破壊のうえ破棄してください。</p> <p>(2) <u>新しいトークンの到着後、お客様は第3条第2項の利用開始登録を行うものとします。</u></p> <p>2. ソフトウェアトークン</p> <p>(1) <u>アプリを利用した「ワンタイムパスワード」に利用期限はありません。</u></p> <p>(2) <u>前号に関わらず、ソフトウェアトークンのアプリをインストールした端末を、譲渡、廃棄等の事由によりお客様が使用しなくなる場合には、事前にお客様自身で利用停止の処置を行ったうえで、お客様が責任を持って端末からアプリを完全に消去してください。これによってソフトウェアトークンは使用できなくなります。</u></p> <p>なお、上記処置を行った後、本サービスの利用開始の希望がある場合、お客様は再度、本サービスを利用する新端末にアプリをダウンロードし、新たに第3条第2項の利用開始登録を行うものとします。</p> <p>第6条 トークンの紛失及び盗難</p>	<p>第3条 利用申込及び利用開始</p> <p>1. ワンタイムパスワード生成・表示装置</p> <p>本サービスを利用するためには、ワンタイムパスワードを生成・表示する機能または装置が必要です。当金庫では「ハードウェアトークン」と「ソフトウェアトークン」の2つの方式を採用しており、いずれかを選択するものとし、併用はできないものとします。</p> <p>・ハードウェアトークン</p> <p>当金庫がお客様に交付する生成装置（以下「トークン」といいます。）を利用する方式で、お客様は所定の方法によりトークンにワンタイムパスワードを表示させ使用します。</p> <p>・ソフトウェアトークン</p> <p>当金庫が推奨する生成アプリケーション（以下「アプリ」といいます。）を利用する方式で、お客様はアプリをパーソナルコンピュータ、スマートフォン等（以下「端末」といいます。）にダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。</p> <p>2. 利用申込及び利用開始</p> <p>・ハードウェアトークン</p> <p>本サービスを利用される場合は、当金庫所定の方法により当金庫宛に申込みください。お客様からの申込後、当金庫にお届けのお客様住所にトークンを送付いたします。トークン到着後、お客様が当金庫のホームページ上のワンタイムパスワード利用開始登録画面に「契約者ID（利用者番号）」、「ログインパスワード」を入力してログインしたうえで、当金庫所定の登録画面にトークン本体背面に記載の「シリアル番号」および表示される「ワンタイムパスワード」を入力し、これらが当金庫の保有するシリアル番号およびワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの利用開始の依頼とみなし、本サービスの利用が可能となります。</p> <p>・ソフトウェアトークン</p> <p>本サービスを利用する端末にアプリをダウンロードし、当金庫のホームページ上のワンタイムパスワード利用開始登録画面に「契約者ID（利用者番号）」、「ログインパスワード」を入力してログインしたうえで、当金庫所定の登録画面上でアプリに表示される「シリアル番号」および「ワンタイムパスワード」を入力し、これらが当金庫の保有するシリアル番号およびワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの利用開始の依頼とみなし、本サービスの利用が可能となります。</p> <p>3. 契約の成立</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第5条 トークンの有効期限</p> <p>・ハードウェアトークン</p> <p>1. トークンを利用したワンタイムパスワードの利用期限は、トークンの電池切れにより「ワンタイムパスワード」が表示されなくなるまでとします。なお、電池残量が一定量以下となると、トークンのボタン押下時に電池残量低下の表示をしますので、トークン再発行の申込みを行ってください。</p> <p>利用できなくなったトークンはお客様の責任において破壊のうえ破棄してください。</p> <p>2. 新しいトークンの到着後、お客様は第3条2項の利用開始登録を行うものとします。</p> <p>・ソフトウェアトークン</p> <p>3. アプリを利用した「ワンタイムパスワード」に利用期限はありません。</p> <p>4. 前記3. に関わらず、ソフトウェアトークンのアプリをインストールした端末を、譲渡、廃棄等の事由によりお客様が使用しなくなる場合には、事前にお客様自身で利用停止の処置を行ったうえで、お客様が責任を持って端末からアプリを完全に消去してください。これによってソフトウェアトークンは使用できなくなります。</p> <p>なお、上記処置を行った後、本サービスの利用開始の希望がある場合、お客様は再度、本サービスを利用する新端末にアプリをダウンロードし、新たに第3条2項の利用開始登録を行うものとします。</p> <p>第6条 トークンの紛失及び盗難</p>

改 正	現 行
<p>1. ハードウェアトークン</p> <p>(1) お客様は、<u>トークンを失ったとき</u>、トークンが偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当金庫所定の方法によって当金庫にトークンの利用停止を届け出るものとします。この届出を受けたときは、当金庫は直ちに本サービスの利用の停止措置を講じます。</p> <p>(2) 前号の場合、お客様は、当金庫所定の方法により再発行の依頼を行うことができます。当金庫がトークンの再発行の依頼を受け付けた場合、当金庫は、トークンを再発行のうえ、お客様の届出住所宛に送付します。</p> <p>(3) 新しいトークン到着後には、お客様は第3条第2項の利用開始登録を行うものとします。</p> <p>2. ソフトウェアトークン</p> <p>(1) お客様は、<u>ソフトウェアトークンをインストールした端末の盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき</u>、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当金庫所定の方法によって当金庫にソフトウェアトークンの利用停止を届け出るものとします。この届出を受けたときは、当金庫は直ちに本サービスの利用の停止措置を講じます。</p> <p>(2) 前号によりアプリの利用停止を行った後、本サービスの利用開始の希望がある場合、お客様は再度、本サービスを利用する端末にアプリをダウンロードし、第3条第2項の利用開始登録を行うものとします。</p> <p>第7条 手数料</p> <p>1. ハードウェアトークン</p> <p>(1) トークンの利用にあたっては、当金庫所定の発行手数料をいただきます。</p> <p>(2) トークンの再発行にあたっては、当金庫所定のトークン再発行手数料をいただきます。</p> <p>(3) 当金庫は本サービスの利用料を変更する場合があります。変更する場合には、その旨を事前に通知または公表するものとします。</p> <p>2. ソフトウェアトークン</p> <p>(1) アプリの利用による手数料はかかりません。</p> <p>第8条 免責事項等</p> <p>1. トークンを第3条第2項により発行または第6条第1項により再発行のうえお客様に送付する際に、送付上の事故等当金庫の責めによらない事由により、第三者(当金庫職員を除きます)が当該トークンを入手したとしても、そのために生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。</p> <p>4. 当金庫が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当金庫所定の回数以上連続して伝達された場合は、当金庫はお客様に対する本サービスの利用を停止します。お客様が本サービスの利用の再開を依頼する場合には、当金庫所定の書面あるいは当金庫所定の方法により当金庫宛に届け出るものとします。</p> <p>5. お客様の届出住所が不正確であるため、または、お客様が届出住所の変更の届出を怠ったために、送付したトークンが当金庫に返戻された場合は、本サービスは使用できなくなります。また、トークンが留置期間経過等の理由で当金庫に返戻された場合は、お客様は当金庫に再度、送付を依頼するものとします。</p> <p>6. トークンの故障、電池切れ等でお取引の取扱が遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当金庫は一切の責任を負いません。</p> <p>7. アプリの不具合等の事由でお取引の取扱が遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当金庫は一切の責任を負いません。</p> <p>第9条 本サービスの解約等</p> <p>1. 本サービスに係る契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができるものとします。この場合、解約の効力は、本サービスに係る契約に関してのみ、生じるものとします。なお、お客様からの解約の通知は当金庫所定の方法によるものとします。(以下略)</p> <p>第10条 譲渡・買入等の禁止等</p> <p>1. ハードウェアトークン</p> <p>お客様は、トークンにつき他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定してはならず、また、トークンを他人に貸与、占有または使用させることはできません。</p> <p>2. ソフトウェアトークン</p> <p>お客様はアプリを当初インストールした端末でのみ使用するものとし、他人に譲渡、再使用許諾、その他の権利を設定してはならず、また使用させることはできません。アプリは、アプリの製作者および販売元が定める使用条件を遵守のうえ使用するものとします。</p>	<p>1. お客様は、トークンが偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき(ソフトウェアトークンをインストールした端末の盗難、紛失等を含むものとします)、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当金庫所定の方法によって当金庫にトークンの利用停止を届け出るものとします。この届出を受けたときは、当金庫は直ちに本サービスの利用の停止措置を講じます。</p> <p>・ハードウェアトークン</p> <p>2. 前記1.の場合、お客様は、当金庫所定の方法により再発行の依頼を行うことができます。当金庫がトークンの再発行の依頼を受け付けた場合、当金庫は、トークンを再発行のうえ、お客様の届出住所宛に送付します。</p> <p>3. 新しいトークン到着後には、お客様は第3条第2項の利用開始登録を行うものとします。</p> <p>・ソフトウェアトークン</p> <p>4. 前記1.によりアプリの利用停止を行った後、本サービスの利用開始の希望がある場合、お客様は再度、本サービスを利用する端末にアプリをダウンロードし、第3条第2項の利用開始登録を行うものとします。</p> <p>第7条 手数料</p> <p>・ハードウェアトークン</p> <p>1. トークンの利用にあたっては、当金庫所定の発行手数料(消費税を含みます。)をいただきます。</p> <p>2. トークンの再発行にあたっては、当金庫所定のトークン再発行手数料をいただきます。</p> <p>3. 手数料はお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。</p> <p>・ソフトウェアトークン</p> <p>1. アプリの利用による手数料はかかりません。</p> <p>第8条 免責事項等</p> <p>1. トークンを第3条第2項により発行または第6条第2項により再発行のうえお客様に送付する際に、送付上の事故等当金庫の責めによらない事由により、第三者(当金庫職員を除く)が当該トークンを入手したとしても、そのために生じた損害については、当金庫はいっさい責任を負いません。</p> <p>4. 当金庫が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当金庫所定の回数以上連続して伝達された場合は、当金庫はお客様に対する本サービスの利用を停止します。お客様が本サービスの利用の再開を依頼する場合には、当金庫所定の書面により当金庫宛に届け出るものとします。</p> <p>・ハードウェアトークン</p> <p>5. お客様の届出住所が不正確であるため、または、お客様が届出住所の変更の届出を怠ったために、送付したトークンが当金庫に返戻された場合は、本サービスは使用できなくなります。また、トークンが留置期間経過等の理由で当金庫に返戻された場合は、お客様は当金庫に再度、送付を依頼するものとします。</p> <p>6. トークンの故障、電池切れ等でお取引の取扱が遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当金庫は一切の責任を負いません。</p> <p>・ソフトウェアトークン</p> <p>7. アプリの不具合等の事由でお取引の取扱が遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当金庫は一切の責任を負いません。</p> <p>第9条 本サービスの解約等</p> <p>1. 本サービスの契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができるものとします。この場合、解約の効力は、本サービスに関してのみ、生じるものとします。なお、お客様からの解約の通知は当金庫所定の方法によるものとします。(以下略)</p> <p>第10条 譲渡・買入の禁止</p> <p>・ハードウェアトークン</p> <p>お客様は、トークンにつき他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定してはならず、また、トークンを他人に貸与、占有または使用させることはできません。</p> <p>・ソフトウェアトークン</p> <p>お客様はアプリを当初インストールした端末でのみ使用するものとし、他人に譲渡、再使用許諾、その他の権利を設定してはならず、また使用させることはできません。アプリは、アプリの製作者および販売元が定める使用条件を遵守のうえ使用するものとします。</p>

改正	現行
<p>第11条 規定等の適用 本契約に定めのない事項については、城南<個人向け>インターネットバンキングサービス利用規定、各サービス利用口座に係る各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座に係る振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取り扱います。</p> <p>第12条 規定の変更等 当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。この場合には、変更内容および変更の効力発生日をあらかじめ店舗表示その他相当の方法で公表するものとし、公表の際に定める適用開始日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切の責任を負いません。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>第11条 規定等の準用 本契約に定めのない事項については、城南<個人向け>インターネットバンキングサービス利用規定、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取り扱います。</p> <p>第12条 規定の変更等 当金庫は、本規定の内容を、お客様に事前に通知することなくホームページや店頭での表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切の責任を負いません。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

城南信用金庫しらうめJネット支店取引規定

新旧対照表

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>第14条（成年後見人等の届出）</p> <p>1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を<u>当金庫所定の書面</u>によって当店に届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p> <p>2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を<u>当金庫所定の書面</u>によって当店に届出てください。</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>第22条（規定の変更等）</p> <p>1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載、またはその他相当の方法で<u>変更内容および変更日</u>を公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>2. 前項による変更は、公表の際に定める<u>適用開始日</u>から適用されるものとします。</p>	<p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>第14条（成年後見人等の届出）</p> <p>1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>第22条（規定の変更等）</p> <p>1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載、またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>2. 前項による変更は、公表の際に定める<u>相当な期間を経過した日</u>から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p>
<p>以 上</p>	<p>以 上</p>

城南信用金庫アプリ利用規定

新旧対照表

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>6. 本規定の変更等</p> <p>(1) 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、<u>ホームページへの掲載</u>その他相当の方法で<u>変更内容および変更日</u>を公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>適用開始日</u>から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>6. 本規定の変更等</p> <p>(1) 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>相当な期間を経過した日</u>から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

城南信用金庫アプリからの口座開設に関する特約事項（しらうめJネット支店以外のお客様）

新旧対照表

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>15. 規定の変更等</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、<u>ホームページへの掲載</u>その他相当の方法で<u>変更内容および変更日</u>を公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>適用開始日</u>から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>15. 規定の変更等</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>相当な期間を経過した日</u>から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

ご利用規定（マネーツリー画面）

新旧対照表

改 正	現 行
<p>新名称 「城南信用金アプリご利用者用『一生通帳 by Moneytree』ご利用規定」</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>(19) 城南信用金庫は、本規定の内容について、<u>金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載、またはその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。</u> <u>公表の際に定める適用開始日以降、「一生通帳 by Moneytree」に関する一切の事項は変更後の本規定の内容によるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>名称変更 「ご利用規定」</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>(19) 城南信用金庫は、本規定の内容について<u>適宜変更または改廃することができ、変更日以降、「一生通帳 by Moneytree」に関する一切の事項は変更後の本規定の内容によるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>